

別表(第19条関係)

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
<p>1 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)</p>	<p>イ 複写機により用紙に複写したものの(第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を用紙に複写したものに限る。)の交付</p>	<p>A4及びA3判用紙1枚につき10円</p>
	<p>ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付</p>	<p>A4判用紙1枚につき150円(A4判カラー出力については160円)</p>
	<p>ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき530円に当該文書又は図画1枚ごとに90円を加えた額</p>
	<p>ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき1,060円に当該文書又は図画1枚ごとに90円を加えた額</p>
<p>2 電磁的記録</p>	<p>イ 用紙に出力したものの交付</p>	<p>A4及びA3判用紙1枚につき10円(A4及びA3判カラー出力については20円)</p>
	<p>ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき350円</p>

	ハ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき370円
--	---	----------------